令和８年４月１日施行

高次脳機能障害者支援法が

地域でのくらしを支えます

ケガや病気の後「もの覚えが悪い」「気が散りやすい」「感情のコントロールがきかない」など
外からは見えにくい脳の障害＝高次脳機能障害で困っている方が
全国に約23万人いると推計されています

高次脳機能障害ってなに？



事故や脳卒中などにより脳が傷ついたことが原因で起こる認知機能の障害です
見た目ではわかりにくく「怠けている」「わがまま」と誤解されることもあります

この法律で何が変わるの？

医療・リハビリテーションから暮らし・仕事まで どの地域に住んでいても
年齢や症状に関係なく支えるしくみが 国と都道府県・指定都市に義務づけられます

STEP 1	→	STEP 2	→	STEP 3
医療・リハビリテーション 診断・治療・回復のための訓練		生活支援 地域で安心して暮らす		社会参加 働く・学ぶ・人とつながる

支援法の４つの考え方



① 自立と社会参加の機会を守る
② 尊厳を保ち他者と共生できる
③ バリア(社会の障壁)を取り除く
④ 住む場所に関わらず 等しく適切な支援を受けられる

具体的に受けられる支援

暮らしの相談：お住まいの都道府県・指定都市にある「支援センター」が相談窓口になります
働く・学ぶ：就労支援･教育的支援が受けやすくなります
家族もサポート：ご家族も相談･支援が受けられます
権利を守る：差別・いじめ・虐待の防止・司法の場での意思疎通が配慮されます
正しい理解を：国民への普及啓発、医療関係者の研修が進みます

一人で抱えずにご相談ください

窓口は「高次脳機能障害情報・支援センター」の公式サイトから
地域別に探すことができます
https://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/soudan/

National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities
国立障害者リハビリテーションセンター